こうした最近の憲法判例の大きな特色の一つとして指摘しうるのは、「制定当時は合理性を有していた法律が、付される例が数多くみられるところである。が下されている。それだけでなく、結論として合憲と判断された判例においても、非常に特色のある個別意見が近時、最高裁判所における「違憲審査の活性化」が指摘されている。実際、ここ数年で多くの重要な違憲判決	三 おわりに	二 最高裁判例を中心とした《問題》の現状一 はじめに	LHH	■情の変更による違憲判断について
(1) る。実際、こ のにおいても、			櫻	ついて
こ数年で多			井	
を有してい			智	
恒別 意 島 判 決			辛	

新手法は、「いまや違憲判決の定石的手法」とさえ評されている。本稿は、このような「法律制定後における事情その後の社会状況の変化によって合理性を喪失したが故に憲法違反である」という判断手法である。こうした判
変更を考慮して違憲判断を下す」という判断手法の《問題》について考察することを主たる目的としている。
とはいえ、本稿の意図は「最近の判例における判断手法を主題化する」ということにとどまるものではなく、
未だ試論的な習作の域を出ない備忘メモ的なものにすぎないことは十分承知しつつも、本稿筆者なりに、「憲法訴
訟論」への新たな展望を開く一里塚としようと試みるものである。
以上の点につき本稿筆者の個人的な問題関心から若干敷衍すれば、かつての「憲法訴訟論」は、一時隆盛を極
めたものの、アメリカ判例の直輸入に過ぎるという批判や技術論に過ぎるという批判 等を受け、さらに最高裁判(4) (4)
例との乖離もあって、その後いったん下火になっていった。その上、憲法学に限らず法学全般(更に風呂敷を広
げて言えば *学問* 全般)の趨勢に倣い、伝統的に西洋諸国の先進的な *知* を受容することによって発展して
きた(憲)法学にとって、コモン・ローやエクイティーといった「英米法」的な背景を共有せず、かといって特
別な「憲法裁判所」という大陸法的な制度を受容しなかった戦後日本において、アメリカやドイツの憲法判例の
あり方は、当然にそのまま妥当するものでは勿論なく、「比較憲法的な行き詰まり」の観を呈していたように見受
けられる。
しかし、「憲法訴訟論」という問題領域自体の重要性が低下したわけではなく、かつての諸批判を克服した憲法
訴訟論の構築が要請されていたことは言うまでもないことであった。その意味では、憲法訴訟論が今日再び活況
の観を呈している状況は、ある意味では当然のことであったということができるであろう(しかし、その際にア
メリカ型司法審査基準論かドイツ型三段階審査か、という新たな「模範国」を模索するかのような近時の議論は

(甲南法学'11) 51-4-146 (796)

不毛な対立であると考えている)。
以上のような学問的状況とともに、近時において憲法訴訟論が再び脚光を集めるようになった原因としては、
より大きな時代背景が指摘されるべきであろう。即ち、「学説(理論)と実務(実践)の架橋」を掲げるロースク
ールの設置である。これによって憲法学のあり方が、旧来のものとは大きく変わったように思われる(学説にお
ける変化)。加えて、ロースクールの設置をもたらした司法制度改革に際して強調されたのは「立法・行政に対す
る裁判所のチェック機能の充実・強化の必要」であり、この点が近時における最高裁判所の判例の大きな展開の
一因であることは、一般に指摘されているところである(判例における変化)。憲法訴訟論が新たな段階に踏み出
そうとしていることが実感される昨今の状況にあって、こうした近時の判例の動向を踏まえて、そのあり方を検
討することは、学説側に課せられた大きな役割だと考えられる。
また、ロースクール時代にあって、「学説と実務の架橋」とともに重要なのが、「公法」としての「憲法と行政
法の統合(融合)」である。戦前においては、担い手の同一性によって担保されていた「憲法と行政法の統合」が、
戦後それぞれ専門分化する過程で生じた憲法と行政法のギャップを埋める作業も、近時の公法学においては非常
に大きな課題だということができる。本稿で扱う「事情の変更による違憲判断」という《問題》についていえば、
例えば最近出版された新しい教科書において「近時の重要な違憲判決では、当初は合憲であった法令が、その後
の立法事実の変化(在外日本国民選挙権訴訟では、通信手段のめざましい発達などがそれにあたる)によって違
憲になった(なる)と判断されていることにも注意しておきたい」と述べられているように、旧来の憲法訴訟論の((3)
文脈では、「立法事実論」とよばれる問題領域と密接に関連していることは、容易に看取しうるであろう。しかし、
ここで指摘されるべきは、この《問題》が「違憲(性)判断の基準時」という問題と密接に関連しているという

(甲南法学'11) 51-4-147 (797)

題》について検討を加えようとするものである。
は重要な作業であると考えられる。
則や裁量統制などに関して行政法上の概念が導入されている現状に鑑みれば、行政訴訟との異同を考察すること
行政訴訟の技術論・原理論は、本来的には、憲法訴訟にとって有益な視座をもたらすはずである。実際、比例原
行政の事後的・個別的コントロール)である。行政訴訟に関しては、憲法訴訟以上に議論の蓄積があるといえる。
コントロール)並んで、"法治国家‡の礎石と位置付けられてきたのが、「行政裁判」制度(独立の裁判所による
後にようやく普及した憲法訴訟に対して、「法律による行政」の原理(国民代表議会による行政の事前的・一般的
律と行政の関係」の相違という問題と切り離して考えることはできないであろう。しかし、主として第二次大戦
きか否かは、それ自体非常にコントロバーシャルな問題である。更に、この問題は、「憲法と法律の関係」と「法
関する裁判所の審査」(憲法訴訟)は、構造上類似しているように見えるにもかかわらず、両者を同様に考えるべ
そも「行政の行為が法律に反するか否かに関する裁判所の審査」(行政訴訟)と、「法律が憲法に反するか否かに
論じられることはない。そのこと自体、憲法学と行政法学の相違として興味深いところである。とはいえ、そも
に対して「違憲性判断の基準時」については、「憲法訴訟」と題する書物においても、それ自体として主題化して
実際、行政法学においては、「違法(性)判断の基準時」に関して多くの概説書・体系書で論じられている。それ
にあたって参考になるものとして」行政法学における違法(性)判断の基準時に関する議論を取り上げている。
べているように、「あまり論じられたことがなく、困難な問題である」。こう指摘した杉原は、「この問題を考える
ことである。そして、この「違憲性判断の基準時」という問題は、在外邦人選挙権訴訟の調査官・杉原則彦も述

(甲南法学'11) 51-4-148 (798)

二 最高裁判例を中心とした《問題》の現状
(1)近時の憲法判例において大きな役割を果たしているのが、「事情の変更による違憲判断」という判断手法で
ある。以下、具体的に見ていくこととする。
①在外邦人選挙権訴訴訟(最大判平成一七年九月一四日民集五九巻七号二〇八七頁) 本判決については、憲法
上・行政法上の重要な論点がいくつもあり、既に評釈・解説も多数出されているので、詳細には立ち入らない。
本稿に関連する点のみを挙げれば、平成一〇年の公職選挙法の改正により、在外選挙制度を比例代表選挙に限っ
てのみ認めたことは、改正当時の事情に照らせば「全く理由のないものであったとまでいうことはできない」と
しつつも、その後の在外選挙実施の実績や通信手段の発達等という事情の変化を指摘して、憲法違反と判断した
のであった。この判例については、調査官であった杉原則彦の見解も含めて、後に検討することとする。
②国籍法違憲判決(最大判平成二〇年六月四日民集六二巻六号一三六七頁) 本判決についても、多くの論点があ
るが、本稿に関連する点のみを挙げれば、準正のあった場合に限り日本国籍の取得を認めたことは、昭和五九年
の国籍法改正「当時の社会通念や社会的状況の下においては」合理的な根拠があったとしつつも、その後の「社
会通念及び社会的状況の変化」(家族生活や親子関係に関する意識の多様化、出生数に占める非嫡出子の割合の増
加等、家族生活や親子関係の実態の変化・多様化)、国際化の進展に伴う国際的交流の増大、条約の批准や諸外国
の法改正等の国際的な社会的環境の変化を指摘して、「立法目的との間における合理的関連性は、我が国の内外に
おける社会的環境の変化等によって失われており、今日において、国籍法三条一項の規定は、日本国籍の取得に
つき合理性を欠いた過剰な要件を課するものとなっているというべきである。本件区別は、遅くとも上告人

(甲南法学'11) 51-4-149 (799)

が法務大臣あてに国籍取得届を提出した当時には、立法府に与えられた裁量権を考慮してもなおその立法目的と
の間において合理的関連性を欠くものとなっていたと解される。したがって、上記時点において、本件区別は合
理的な理由のない差別となっていたといわざるを得ず、国籍法三条一項の規定が本件区別を生じさせていること
は、憲法一四条一項に違反するものであったというべきである」と結論づけた。
③非嫡出子の相続分(民法九〇〇条四号但書前段)を巡る一連の判例 結論としては憲法違反という判断にはな
らなかったものの、法律制定後の事情の変更が重要な役割を果たしているのが、非嫡出子の相続分を巡る一連の
判例である。その出発点である最大決平成七年七月五日民集四九巻七号一七八九頁においては、周知のように、
多数意見は「法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと」と位置づけて合憲と判断したのに対して、
中島敏次郎ら5裁判官の反対意見は、「法律が制定された当時には立法目的が合理的でありその目的と手段が整合
的であると評価されたものであっても、その後の社会の意識の変化、諸外国の立法の趨勢、国内における立法改
正の動向、批准された条約等により、現在においては、立法目的の合理性、その手段との整合性を欠くに至った
と評価されることはもとよりあり得る」との一般論を前提とした上で、「少なくとも今日の時点において、婚姻の
尊重・保護という目的のために、相続において非嫡出子を差別することは、個人の尊重及び平等の原則に反し、
立法目的と手段との間に実質的関連性を失っている」と述べていた。それだけでなく、合憲論に与した裁判官に
あっても、千種秀夫・河合伸一裁判官の補足意見において「一般に、ある法律の規定について、制定当時におい
ては合理的理由があったが、その後の時の経過とともに対象とする事柄をめぐる諸事情が変化し、その合理性が
疑問とされる事態の生じることは、あり得るところである」と述べられ、大西勝也裁判官の補足意見(園部逸夫
裁判官も同調)でも、旧法制定時及び昭和二二年改正時においては「それなりの合理性を有していた」としつつ、

(甲南法学'11) 51-4-150 (800)

社会事情の変化、国民感情の変化、国際的環境の変化を根拠として「制定当時有した合理性は次第に失われつつ
あ[る]」とされていた。これらの補足意見においては、事情の変更による合理性の喪失を認めつつも、その場合
に対応すべきは第一次的には立法府(国民代表議会)である、と結論づけている点にも注目しておく必要がある
ともあれ、こうした見解はその後の諸判例における個別意見で繰り返されることとなる。即ち、最一判平成一二
年一月二七日判時一七〇七号一二一頁における藤井正雄裁判官の補足意見、最二判平成一五年三月二八日判時一
八二〇号六二頁における梶谷玄・滝井繁男裁判官の反対意見、最一判平成一五年三月三一日判時一八二〇号六二
頁における島田仁郎裁判官の補足意見、深澤武久裁判官の反対意見、最一判平成一六年一〇月一四日判時一八八
四号四〇頁における才口千晴裁判官の反対意見、最二決平成二一年九月三〇日判時二〇六四号六一頁における竹
内行夫裁判官の補足意見が挙げられる。特に最後の竹内補足意見は、相続が発生した平成一二年六月三〇日を基
準時とすることが示されており、後に扱う「違憲性判断の基準時」問題にとっても重要である。
④最大判平成二三年三月二三日裁判所時報一五二八号一頁 本判決は、いわゆる「一人別枠方式」について、導
入された当時においては「国政における安定性、連続性の確保を図る」必要性を考慮し、更には「何よりもこの
点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であった」といった事情を考慮して、「合理性があった」
としつつ、「新しい選挙制度が定着し、安定した運用がなされるように」なっていた平成二一年八月三〇日の選挙
当時においては「合理性は失われていたものというべきである」とし、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状
態に至っていたものといわなければならない」と判示した。もっとも、「憲法上要求される合理的期間内に是正が
されなかったものということはできない」という理由から、結論においては合憲との判断となった。本稿との関
係では、一連の定数不均衡問題は重要な位置を占めるので、後に改めて扱うこととする。

裁の判例のみを読むとそのように理解するのが自然であろう。しかし、④判例をも踏まえて再考すると、そもそ①判例については、選挙権の重要性を理由として厳格な審査が行われたという解説が多くなされており、最高目される。
年九月三〇日においては、なお合憲と判断された。もっとも、未だ先行き不透明な状況であり、今後の判断が注③の諸判例については、②判例の影響により、判例変更の可能性も示唆されていたが、前掲・最二決平成二一る。
(2)①④については、選挙権が問題となった事案であり、②③については、非嫡出子が問題となった事案であ
果たしているが、本稿ではとりあえず最高裁判例に限定して、以下若干の検討へと移ることとする。
テースにはからし、たたいのかった、たたその他、学生無年金訴訟の第一審判決(東京地判平成一六年三月二四日判果たしていることについて確認した。その他、学生無年金訴訟の第一審判決(東京地判平成一六年三月二四日判上)。 希輩白 しえいえ またの言男ス名書そ
以上、網羅的ではないが、最近の主要な判列において事青変更を考慮に入れた憲去判断が非常に重要な没割を由の領域でもしばしば見られるものであることを指摘するにとどめる。
況の変化には顕著なものがあるため、「事情の変更による違憲判断」という判断手法は、本判決に限らず経済的自
かわらず、「その必要性と合理性を失うに至っていたとまではいえない」と判示された。ここでは、一般に経済状況の変化に伴い」米が供給過剰となって生産調整が行われたことや食糧管理法が廃止されたといった事情にもか
害補償法が制定された昭和二二年当時は「その必要性と合理性を有していた」としつつ、「その後、社会経済の状
⑤最三判平成一七年四月二六日判時一八九八号五四頁 本判決では、農作物共済の当然加入制について、農業災

(甲南法学'11) 51-4-152 (802)

断を下すことができたことにも、注意する必要がある。
巻四号一六一七頁)等において下していた合憲判断と矛盾・抵触することなく、「違憲状態」になっているとの判
判平成一一年一一月一〇日民集五三巻八号一四四一頁)、平成一九年判決(最大判平成一九年六月一三日民集六一
更に④判例は、「事情の変更による違憲判断」という判断手法を採用することによって、平成一一年判決(最大
相違も、従来の説明とは違った様相を呈してくるものと思われる)。
判昭和六〇年一一月二一日民集五九巻七号二〇八七頁、最一判平成一八年七月一三日判時一九四六号四一頁との
ことから違憲判決を下した、と評価することも可能となる(このように理解すれば、在宅投票制度に関する最一
るための妥協的・過渡期的な措置であると位置づけ、時間的な限界を設定し、安定した運用がなされるになった
触れられていることが注目に値するであろう。在外選挙制度を比例代表選挙に限定したことも、法律を成立させ
ったのは、在外邦人には都市部出身の者が多く、在外選挙を認めることは野党に有利になるといった背景事情に
読み直すと、調査官解説において、新聞記事の引用という形ではあるが、政府・与党が在外選挙制度に否定的だ
の合理性に時間的な限界があるものというべき」であると時間的な限界を設定した。こうした観点から①判例を
においては、一人別枠方式は法律を成立させるための妥協的・過渡期的な措置であると位置づけ、「おのずからそ
ここには利益相反状況が発生しているのであり、立法者に対する信頼をそもそも語り得ない局面である。④判例
表する国会において法律で定めなければならない。しかし、選挙は国会議員の身分・利害に関わる事柄であって、
問題性に、最高裁判所が着目している点に注意すべきであろう。即ち、選挙権は重要な権利であるから国民を代
も選挙権の権利としての重要性もさることながら、選挙制度を議会が創設するという選挙事項法定主義の固有の

論

は 決 できる 四八年四月四日刑集二七巻三号二六五頁)においては、外国法の変化や日本における法改正の動向といった要素 は良識をそなえた健全な人間の観念である社会通念の規範に従つて、社会を道徳的頽廃から守らなければならな なりうることを示唆していた。 虐な刑罰として憲法に違反するものとして、排除されることもあろう」と述べ、国民意識の変化によって違憲と 感情により否定されるにちがいない。かかる場合には、憲法第三一条の解釈もおのずから制限されて、死刑は残 ことである。したがつて国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉 ないのであるから、 う評価がなされることもある。しかし、最高裁判例においては、古くから扱われてきた《問題》だということが い」という国民意識の変化によっては左右されないという立場も存在していたし、尊属殺違憲判決(最大判昭和 のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民 かどうかの判断は国民感情によつて定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免がれ 一歩譲つて相当多数の国民層の倫理的感覚が麻痺しており、真に猥褻なものを猥褻と認めないとしても、 (3)こうした「事情の変更による違憲判断」という判断手法については、「新しい違憲判断の手法である」とい 例えば、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。」という有名なフレーズで始まる死刑合憲判 もっとも、 (最大判昭和二三年三月一二日刑集二巻三号一九一頁)においては、島保裁判官らが「ある刑罰が残虐である 旧来の合憲判決を見直す契機となってはいるものの、 他方でチャタレー事件 ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることも在りうる (最大判昭和三二年三月一三日刑集一一巻三号九九七頁)のように「かりに 違憲判決を導く際の決定打とはされていない。 裁判所

(甲南法学'11) 51-4-154 (804)

現在では、このような大上段の論拠を振りかざすことは避けられているが、ともかく処分「半ら甲記るお月でることに彳丏枚の包書でまる」ことをヨカる材払として欠今甲記な記
充圴こよ「可央寺兑を采用することは亍汝潅ひ浸害である」ことをとる良処として匹ひ寺兑が兑かれていたひいた。その上て「田中二郎らカ主張する半汐眠訪てになく」処乞眠訪カ半伊・追訪てあり」しかもその際に「뎐
いた。この1.1.2、HILLING、1.1.2、「JULLING」」(2)11.1.2、ALLING、12
誇った田中二郎の見解が通説ではなかったという点においても、非常に興味を引かれる「争点」である。そこで
版においては項目すら消えている「争点」である。しかしながら、戦後行政法学において圧倒的なプレゼンスを
判断の基準時が争点になったのか、この点こそ学説史上の『争点』になる必要があるまいか」と述べられ、第3
法判断の基準時の問題は行政実体法、手続法の問題に解消されるべき問題である。今後は何故わが国で違法
と目を移してみることとする。この「違法性判断の基準時」という問題点は、『行政法の争点(新版)』で「違
ここで、行政訴訟(特にその中心をなす/なしてきた取消訴訟)における違法性判断の基準時に関する議論へ
定の解答が与えられていた。即ち、法律制定時説は採用しないという最高裁判所の見解が示されていたのである。
(4)そして、この昭和五一年判決において、既に「違憲性判断の基準時」という《問題》についても、既に一
不平等を憲法違反と判断したのであった。
帯びることになるというべきである」という一般論が示され、その下で人口の異動によって拡大した投票価値の
が、その後における事情の変化により、その合憲性の要件を欠くに至つたときは、原則として憲法違反の瑕疵を
五一年四月一四日民集三〇巻三号二二三頁)である。この判決では「一般に、制定当時憲法に適合していた法律
しかし、見逃すことができないのは、議員定数不均衡に関する初の違憲判決である昭和五一判決(最大判昭和

判所が行政処分の違法・適法を判断するに当っては、行政庁自身がその処分を行うに際し利用し得た範囲の法令・
事実のみを、判断のための資料として用いるべきである、という考え方」である。
こうした状況に鑑みれば、「法律制定(立法)時説でなければ立法権の侵害である」「裁判所が法律の合憲・違
憲を判断するに当っては、国会自身が立法を行うに際し利用し得た範囲の法令・事実のみを、判断のための資料
として用いるべきである」という主張が登場しても、本来は不思議ではないはずである。しかしながら、そのよ(**)
うな批判は寡聞にして聞かない。
判例上は、定数不均衡昭和五一年違憲判決において、先述のように「一般に、制定当時憲法に適合していた法
律が、その後における事情の変化により、その合憲性の要件を欠くに至つたときは、原則として憲法違反の瑕疵
を帯びることになるというべきである」としつつも、違憲と断ずるためには、「合理的期間内における是正が憲法
上要求されていると考えられるのにそれが行われない」ことをも要件とし、立法者への「敬譲」を示していた。
そのため、逆に政治部門への過度の配慮が批判されることはあっても、立法権の侵害として批判する見解が見受
けられないのではないかと思われる。
学説上は、「立法事実」論の導入が重要であろう。そして、この点では、自身「とくに立法事実のアプローチは、
その後一般に広く認められ、憲法訴訟のあり方を大きく規定する意義を持つようになってきた」と述べるように、
立法事実論が憲法訴訟において決定的に重要となる契機となった芦部信喜の論文「合憲性推定の原則と立法事実
の司法審査」が、やはり逸することのできない文献である。同論文において芦部は「裁判所が立法当時議会の利(22)
用できなかった経験と知識にもとづいて憲法上の主張を衡量できる能力をもつということ、ここにこそ司法部に
法律を独立に審査させる一つの主要な理由が存するといってよい」と述べ、裁判所が「後知恵」を用いて審査す

(甲南法学'11) 51-4-156 (806)

ることを正面から全面的に肯定していた。また別の論文でも「立法事実は、法律の基礎にあって、それを支え
ている ―― 法律の背景となる社会的・経済的事実 ―― であるが、憲法訴訟で問題となるのは、立法当時の過
去の事実そのものではなく、現在すなわち裁判時において、立法を支える事実に合理性があるか否かを明らかに
することである。したがって、ある法律または法律の規定を支えるポリシーが変転する社会の事実状態に適合し
なくなった場合は、立法時の立法事実に合理性が認められるものであっても、現在合理的根拠が存在しないこと
を主張・立証して、合憲性を争うことができる」と述べていた。このように、裁判所が「後知恵」を用いて審査
することこそが、「立法事実」論のポイントの一つとされていたのである。芦部と並ぶ憲法訴訟論のパイオニア・
時國康夫も「立法の必要性を裏付ける立法事実が立法時に存在していると認められる場合にも、その立法の必要
性を裏付ける立法事実が現在迄に存続を止めるに至ったということを立証し、その禁止規定を違憲と攻撃するこ
とも出来る」と述べていた。
以上のように、立法事実論を採用するということは、違憲性判断の基準時に関して言えば、法律制定時説を採
用しないことを意味する。それにもかかわらず、「立法権の侵害」であるという批判は起こっていない。そうした
原因として、立法事実論の紹介・導入のあり方を挙げることができるのではなかろうか。先述のように、この点
について大きな影響力を持った芦部信喜の論文は、題名からして「合憲性推定の原則と立法事実の司法審査」で
あったように、立法事実論を合憲性推定の原則と結びつけて紹介・導入が試みられていた。そもそも立法事実論
自体が、立法者への一定の「敬譲」をビルト・インしているとものとして導入されたのである。なかでも、立法
事実の変遷を指摘して違憲判決を下す場合には、「法律制定当時は合憲であった」と述べることによって、立法者
(国民代表議会)の面子を立てているようにも見える。実際、宍戸常寿は、近時の法令違憲判決に含まれる三つ

論

(甲南法学'11) 51-4-158 (808)

事情の変更による違憲判断について

のであって、最高裁は、事情変更を考慮に入れるか否かについて裁量(考慮に入れても入れなくてもよいという
意見においては、論理の構造上、最高裁の判決言渡し時を基準時としていれば、違憲という結論になり得ていた
ける竹内行夫裁判官の補足意見では、なぜ最高裁の判決言渡し時を基準時としなかったのであろうか? 同補足
他方逆に、杉原の立論を前提とするなら、非嫡出子の相続分に関する前掲・最二決平成二一年九月三〇日にお
きな問題があるように思われる。
府が関与しない憲法訴訟において、異論の余地のありうる立法事実を最高裁判所が一方的に認定することには大
違憲判決(最大判昭和六二年四月二二日民集四一巻三号四〇八頁)において問題とされていた点ではあるが、政
件においては、政府が一方の当事者にならない私人間の紛争において憲法問題が争われるのである。既に森林法
見たように、非嫡出子の相続分に関する諸判例においても問題となっているのであり、しかも相続分に関する事
立法事実の認定のあり方には更なる検討が必要であるように思われる。加えて、同様の立法事実の変遷は、既に
なっている」「多数意見の論証は説得力に欠ける点があることは否定できない」との評価も存するところである。
挙げて論拠を示しているのに対して、多数意見は「全体として具体性と実証性に乏しく、やや印象論的な論証に
このように、最高裁の内部でも立法事実の評価が分かれることはありうるのである。しかも、反対意見が数字を
更に、国籍法違憲判決においては、多数意見と横尾和子裁判官らの反対意見で立法事実の評価が分かれていた。
て判決を下すことまでも容認するものなのであろうか?
く、最高裁判所が一方的に(公開法廷で当事者の吟味・弾劾の機会を経ずに)立法事実を認定し、それに基づい
当化しうる論拠たりうるのであろうか? 立法事実は司法事実とは異なるとはいえ、政府側に何ら反論の機会な
準時との相違を強調しているが、それは最高裁判所が事実審の口頭弁論終結後の事情をも考慮に入れることを正

	感じるのは本稿筆者だけであろうか?	訴訟において処分時説が採られ続け、憲法訴訟において法律制定時説が採られないという点にバランスの悪さを	とはいえ、目的志向的な《行政》こそが、本来的に °clausula rebus sic stantibus + に服するものである。行政	の変化(事情の変更)によって行為基礎(立法事実)が喪失すれば違憲となりうるのである。	存続条項=事情変更の原則)、に服するのである。合憲的に制定された《法律》であったとしても、その後の状況	そのため、本来は法的安定性を保障するはずの「法律」といえども今や "clausula rebus sic stantibus(事情同一	という目的・手段思考に従った決定においては、目的の達成の成否を常に状況依存的に問われ続けることとなる。	方法が導入されたことは重大な意味をもつように思われる。一定の目的を達成するために最適な手段を選択する	しながら、法律の合憲性審査について、「目的・手段」図式に従って必要性・合理性を審査するという合憲性判断	に思われる。法律にとって「法的安定性」は、法内在的な道徳とすら指摘されうるほど重要な要素である。しか	(5)以上のような裁判所の権限に関する問題とともに、「法律」概念についても再検討する必要が出てくるよう	いった。 マナー ナビン 一角言 として しぶせい さみとして キーレ スプス ちそし 住夕 大言 とら オス ひて さンこ ス	ろうか。また、たよえ一段論としてよ商刃であるとしても、いかなる易合こ列外が認められるのであろうか?	実についての判断は、原則として裁判所の裁量的判断に委ねられる」と述べるが、そもそもそれで適切なのであ(4)	審査することを「許容」するにとどまる見解なのか、それとも「要請」する見解なのか? 戸松秀典は「立法事	自由)を有するのであろうか? 換言すれば、立法事実論とは、立法事実の変遷を裁判所が「後知恵」を用いて
--	-------------------	--	--	--	---	---	---	--	---	--	---	--	---	---	--	--

あるが、違憲性を主張する当事者や弁護士の立場からは、攻撃のツールが増えることになるため、歓迎されるこ
とは間違いないであろう。
更に、こうした手法に基づくのであれば、例えばハンセン病訴訟(熊本地判平成一三年五月一一日判時一七四
八号三〇頁)について、既に多く指摘されているように、違憲な法律を改廃・除去しなかった「立法不作為」と
構成するのではなく、端的に立法の行為基礎の喪失として位置付ければ十分であるといえるだろう。
とはいえ、「事情の変更による違憲判断」という判断手法には、いまだなお多くの理論的・実際的な問題点が残
されているように思われる。思いつくままに挙げていくこととする。
第一に、事実の変遷や国民の意識の変化が法規範の効力に影響を与えるという現象は、それ自体大いに興味深
い問題である。しかし突き詰めれば様々な論点に深入りすることになりかねないこうした大問題に答える用意は、(④
本稿筆者には今のところない。
第二に、「当初合憲だった法律が事情の変更によって違憲となる」という論理構成を採用すれば、どの程度の変
化がおこれば違憲となるのか、いつから合憲から違憲へと変わったのか、といった疑問が直ちに出てくることは
当然である。現に最高裁も、既に何度も取り上げている定数不均衡昭和五一年違憲判決において、「一般に、制定
当時憲法に適合していた法律が、その後における事情の変化により、その合憲性の要件を欠くに至つたときは、
原則として憲法違反の瑕疵を帯びることになるというべきである」との一般論に続けて「右の要件の欠如が漸次
的な事情の変化によるものである場合には、いかなる時点において当該法律が憲法に違反するに至つたものと断
ずべきかについて慎重な考慮が払われなければならない」と述べていたし、昭和五八年衆議院判決(最大判昭和
五八年一一月七日民集三七巻九号一二四三頁)においては、より直截に「較差の拡大による投票価値の不平等状

態がいかなる時点において憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したのかは、事柄の性質上、判然と確定
することはできない」と表明されていた。また、前掲・最一判平成一二年一月二七日の藤井補足意見のように
「制定後の事情の変化により現在では憲法上容認し得ないと評価されるとしても、そのような評価に至った時点、
すなわち合憲から違憲へと飛躍的な移行を裏付ける劇的な社会変動をどこに捕らえるかは、甚だ困難である」と
述べるものもある。
事実の漸次的な変化という程度問題(量的問題)が、合憲/違憲という質的問題へと転化することを肯定する
以上不可避的に発生する問題であって、こうした判断手法を採用する以上やむを得ないことであろう。とはいえ、
程度問題しか語ることのできない事柄によって合憲/違憲を判断するものであるが故に、憲法判断が極めて不明
確になってしまうように思われる。
更に、どの程度の社会的変化が生じれば違憲状態となるのか明確ではないため、最高裁判所において一度は合
憲と判断を下された後にも、「もはや合理性が失われた」「もはや合理性が失われた」という主張によって憲法訴
訟が提起され続けることとなる。非嫡出子の相続分に関する一連の事件がまさにそうであるが、同様の事態は酒
税法に関する一連の訴訟についても起こっていた。即ち、リーディング・ケースである最三判平成四年一二月一
五日民集四六巻九号二八二九頁において、昭和一三年酒税法改正「当初は、その必要性と合理性があったという
べき」としながらも、「その後の社会状況の変化と租税法体系の変遷に伴い、酒税の国税全体に占める割合等が相
対的に低下するに至った本件処分当時の時点においてもなお、酒類販売業について免許制度を存置しておくこと
の必要性及び合理性については、いまだ合理性を失うに至っているとはいえない」という形で合憲判断が下
された。そのため、その後、「今や合理性は失われ、憲法二二条一項に違反する」という主張が相次ぐことなった

(甲南法学'11) 51-4-162 (812)

事情の変更による違憲判断について

釈も「真空」の中で行われるものではない。とはいえ、法律の憲法適合性がこのように状況依存的になってしま
るという事態が起こりうるのである。確かに、「裁判所も『真空』の中で機能しているわけではない」し、憲法解
論的には、合憲的に制定された法律が、状況の変化によって違憲となり、更に状況の変化によって再び合憲とな
が、例えば地方への人口回帰が進み、あるいは酒税の割合が増大するような事態が発生しないわけでもない。理
第三に、現在のところ、おそらくは事情の変更が不可逆的だという想定があるため、問題が顕在化していない
にとっては残念なことである。
めに、一○号と一一号という本来であれば重要と思われる相違が捨象されてしまったのだとしたら、憲法訴訟論
点に関する考慮がほとんど見られない。主たる争点が立法事実の変化による合理性の喪失となってしまったがた
を左右しうるほど重要な相違であると思われる。にもかかわらず、前掲・最一判平成一〇年七月一六日にはその
条件である酒税法一〇条一〇号(経営基礎の薄弱)と客観的許可条件である一一号(需給均衡)の相違は、結論
いが、薬事法違憲判決(最大判昭和五〇年四月三〇日民集二九巻四号五七二頁)の趣旨からすれば、主観的許可
更に酒税法に関して言えば、そもそも学説側が目的二分論との位置づけに混乱していた点にも問題がなくはな
変更の可能性がありうるとはいえ、果たして望ましいことであろうか?
同じ憲法問題が立法事実の変化による合理性の喪失を争点として繰り返し争われるという事態は、たとえ判例
が、それぞれ違憲性判断の基準時とされている)。
これらの諸判例において、免許不許可処分の取消訴訟においては処分時、無免許営業の刑事訴訟では犯罪行為時
最一判平成一〇年七月一六日判時一六五二号五二頁、最三判平成一四年六月四日判時一七八八号一六〇頁。なお、
(最三判平成一〇年三月二四日刑集五二卷二号一五〇頁、最一判平成一〇年三月二六日判時一六三九号三六頁、

ってもよいのであろうか?
第四に、合憲的に制定された法律が後発的な事情変更により違憲へと転化する場合にも、原始的に違憲である
場合と同様に考えて、裁判所は直ちに違憲と断じてよいものなのか、という問題、換言すれば、立法事実の変化
により違憲状態が発生した場合、第一次的に是正すべき権限を有しかつ責務を負うのは立法府ではないか、とい
う問題がある。この問題については、周知のように、最高裁判所は一連の定数不均衡訴訟において、客観的な違
憲状態の発生だけでなく、是正のための「合理的期間の経過」という要件を加えることによって、立法者に「猶
予期間」を与えている。在外邦人選挙権においても、「遅くとも、本判決言渡し後に初めて行われる衆議院議員の
総選挙又は参議院議員の通常選挙の時点においては」憲法違反である、と期限を設ける形ではあるが、立法者に
改正のための「猶予期間」を与えている。
こうした中で、国籍法違憲判決においては、立法事実の変化による違憲判決という判断手法が採られているに
もかかわらず、国会に何ら改正のための「猶予期間」を与えていない点が注目される。「合理的期間論」のような
形で立法者に一定の「猶予期間(Frist)」を与えることが「事情変更による違憲判断」という判断手法に必然的に
伴うものではないとしたら、定数不均衡訴訟において「合理的期間の経過」という要件が要求されるのはなぜな
のか。また、合理的期間の経過という要件は、立法の不作為の局面でも述べられていたものである。実際、在外 (*)
邦人選挙権訴訟においても、平成一〇年改正前に在外選挙制度を認めなかったという立法不作為について「国会
が、一〇年以上の長きにわたって在外選挙制度を何ら創設しないまま放置し」ていたという点が重要な考慮要素
となっていた。先述のハンセン病訴訟でも問題となった点であるが、事情の変更による違憲への転化という論理
構成は、違憲状態になった法令を改正(是正)しない立法の不作為と構成することも不可能ではないため、両者

の判断構造が類似するのは当然のことともいえるであろう。こうした点も考えれば、ますます合理的期間論の射
程を検討することが必要となるであろう。
最後に、既に触れた「違憲の主観化」という問題である。この問題については、既に安念潤司が西ドイツの諸
判例を参考にしつつ、定数不均衡訴訟における「合理的期間の経過」という要件に関して、主観的違憲要素とし
て理解する方向性を示していた。実際、事情変更による違憲判断や立法不作為の違憲判断においては、単に客観(雲)
的な違憲状態だけでなく、立法者による違憲性の認識可能性や是正可能性、さらには放置・怠慢といった要素、
即ち、立法者に対する非難可能性が重要な役割を果たしている。「法律が違憲か否かを判断するに当たって、立法
作業の難度が測定され、さらにその前提として、社会情勢や法意識の変化に対する認識可能性など様々な主観的
要素が斟酌されるとすれば、そうした議論がきわめて重大な理論的含意を持つことはいうまでもない。そこでは、
違憲とは、もはや法律の規範内容が憲法のそれに客観的に違反することに止まらず、立法者の、不作為を含む行
為(Verhalten)に対する非難可能性(Vorwerfbarkeit)に意味の転換を余儀なくされるからである」。
もっとも、客観的に違憲状態となっただけでは憲法違反にならず、非難可能性をも要求するという二元的な違
憲性判断には、多いに異論がありうるところである。しかしその場合、問題解消の方向性としては、更に進めて、
専ら立法者に対する非難可能性のみを問題とする「主観的違憲要素一元論」という方向性もありうるのであって、
そのような考え方が現れてきても不思議ではない。一連の定数不均衡訴訟に関する最高裁の判例理論を最も統一
的に説明できるのは、実はこの「主観的違憲要素一元論」ではないかとすら思われる。即ち、投票価値の不平等
といった客観的な違憲性よりも、立法府(国会)が不均衡是正のために誠実に対応したか否かという観点からの
考察である。このように捉えていけば、最大格差が何対何にまで拡大すれば違憲状態となるのか、合理的期間の

とにはならないはずである。「違法性判断の基準時という問題が争われた背景には、「行政」の特質、行政訴訟で基準時が異なってくることは、むしろ当然のことかもしれない。しかし、だからと言って無駄な議論というこ確なに「 憲治世界が封走されたの が遅考詞記え 「 国駄詞記え」 名と」の確認詞記え といこた詞記業型によっ
いこ、題も仮
こそ学説史上の『争点』になる必要があるまいか」とすら述べられている。同様に「違憲性判断の基準時」とい
手続法の問題に解消されるべき問題である。今後は何故わが国で違法判断の基準時が争点になったのか、この点
先述のように「違法性判断の基準時」という問題点は、現在では「違法判断の基準時の問題は行政実体法、
考察は別の機会に譲らざるを得ない。
手法の《問題》について瞥見してきた。思いつくままに問題点・疑問点を羅列しただけであり、この点に関する
近時の最高裁判決に特徴的に見られる「法律制定後における事情変更を考慮して違憲判断を下す」という判断
三 おわりに
といった観点から、統一的に説明できるのではないかと考えられる。今後の検討課題としたい。
また、違憲性判断の基準時の問題についても、「主観的違憲要素一元論」の観点から、即ち立法者の是正可能性
方向性であるといえよう。
厳密に確定する必要性はなくなってくる。「理論志向の衰退」との批判はもっともであるとはいえ、検討に値する
客観的違憲状態になったのか(合理的期間の起算点はいつなのか)という実際上確定不可能な問題についても、
長さとはどれくらいなのか、という理論的には解決不可能な問題は解消することが可能である。更に、いつから

(甲南法学'11) 51-4-166 (816)

論 説

事情の変更による違憲判断について

(8) 例えば、滝井繁男「わが国最高裁判所の役割をどう考えるか」法律時報八二巻四号(平成二二年)五五頁、大沢秀介「司法	
(7) 参照、山室信一『法制官僚の時代』(木鐸社、昭和五九年)。	
(平成一九年)二四頁以下。	
(6) 参照、石川健治「Festschrift」法学教室三〇八号(平成一八年)一頁、宍戸常寿「司法のプラグマティク」法学教室三二二号	
(5) 小林直樹「憲法保障と裁判所」法学セミナー増刊(総合特集シリーズ)『現代の裁判』(昭和五九年)三九頁以下。	
(4) 奥平康弘「憲法訴訟の軌跡と理論」(昭和五八年)同『憲法裁判の可能性』(岩波書店、平成七年)五四頁以下。	
(3) 宍戸常寿『憲法解釈論の応用と展開』(日本評論社、平成二三年)六二頁。	
大判平成二三年三月二三日裁判所時報一五二八号一頁〔一人別枠方式〕もここに挙げるべきであろう。	
号一三六七頁〔国籍法〕、最大判平成二二年一月二〇日民集六四巻一号一頁〔砂川市空知太神社〕。「違憲状態」と判断した最	
(2) 参照、最大判平成一七年九月一四日民集五九巻七号二〇八七頁〔在外邦人選挙権〕、最大判平成二〇年六月四日民集六二巻六	
「憲法訴訟の今を知る」法学セミナー六七四号(平成二三年)二頁以下を参照。	
(1) 多くの文献の中から特に、宍戸常寿「最高裁と『違憲審査の活性化』」法律時報八二巻四号(平成二二年)五七頁以下、同	
も立ち入るつもりであったが、この点は今後の課題としたい。	1.
行為基礎論の確立者パウル・エルトマンとそのゲッティンゲン大学の同僚ゲルハルト・ライプホルツの関係)に	行
当初は、行為基礎論と違憲審査論という増額評価問題において交錯している両者の関係如何という問題(更に	
あるように見受けられる。しかし、公法理論としてそれで十分なのかは、更に検討を要する問題だと思われる。	な
した大上段の議論から具体的な結論を演繹することを忌避し、個別具体的な実定法解釈問題へと解消する傾向が	1
(国会)と司法(裁判所)の関係といった大問題が横たわっているように思われる。近時の行政法学には、こう	
性判断の基準時」という問題の背後には、「法律(立法)」の特質、憲法訴訟(違憲立法審査権)の特質、立法	肿
(取消訴訟)の特質、行政(行政庁)と司法(裁判所)の関係といった大問題が横たわっていた。同様に、「違憲	

論

9 この点で、法学教室三一九号(平成一九年)~三四二号 積極主義とわが国の最高裁」初宿正典先生還暦記念『各国憲法の差異と接点』 検討として、 「憲法判断の在り方」ジュリスト一四〇〇号(平成二二年) 「見平典「最高裁判所をめぐるポリティクス」法律時報八二巻四号(平成二二年) (同二一年)の石川健治、 五一頁など。司法制度改革も含め、 駒村圭吾、 亘理格による連載「憲法の解 六三頁以下をも参照 より広い視野からの分析

(成文堂、平成二二年)二九五頁以下、

土井真

- 釈」は非常に、lehrreich、である。
- $\widehat{10}$ 毛利透ほか『憲法 I 統治』(有斐閣、平成二三年)三五一頁(松本哲治)
- 11 杉原則彦 「判解」法曹時報五八卷二号(平成一八年)七〇六頁、七三六頁注 36
- $\widehat{12}$ 靖 田中二郎 (有斐閣、 『行政法I 『新版行政法・上巻〔全訂第二版〕』(弘文堂、昭和四九年)三四八頁以下、 平成二二年)二〇〇頁以下、芝池義一『行政救済法講義〔第三版〕』 〔第四版改訂版〕』(青林書院、平成一七年)四四六頁以下等。 (有斐閣、 塩野宏 平成一八年)七四頁以下、 『行政法Ⅱ行政救済法 〔第五版〕 藤田宙
- $\widehat{13}$ Vgl. Ernst Forsthoff, Der Staat der Industriegesellschaft, 1971, S.138, 142ff
- $\widehat{14}$ この点では、小嶋和司 『憲法概説』(良書普及会、昭和六二年)一〇八頁以下が参照されるべきである。
- 15 敦 例えば、高橋和之ほか 「判批」判例セレクト二〇〇八 「国籍法違憲判決をめぐって」ジュリスト一三六六号(平成二〇年)七五一六頁 (法学教室三四二号、平成二一年)三頁など。 (早川眞 郎 近藤
- $\widehat{16}$ 杉原・前掲「判解」七一八頁注 12 °
- $\widehat{17}$ 近藤博徳「『立法事実の変遷』を読みとった国籍法違憲最高裁判決」法と民主主義四三三号(平成二〇年)二〇頁
- 18 れる社会一般の寛容性の基準及び我が国裁判所の死刑の制限的適用の現状を考えるならば、 実際、この問題は最判平成五年九月二一日裁判集刑事二六二号四二一頁における大野正男裁判官の補足意見 の均衡を失した過剰な刑罰であって憲法に反すると断ずるには至らず……」と述べられている。 護士から裁判官へ』岩波書店、 方では死刑を残虐な刑罰と考える方向の重大な立法的事実が生じているが、なお……我が国民の死刑に対する意識にみら 平成一二年、一六八頁以下にも再録)で取り上げられ、「昭和二三年から約半世紀を経た今日 今日の時点において死刑を罪刑 (大野正男 介
- 19 鈴木庸夫「違法判断の基準時」 に賛同している。 参照、 塩野・前掲 成田頼明編 『行政法Ⅱ』二〇一頁 『行政法の争点 〔新版〕』(有斐閣、 平成二年)二一九頁。 塩野宏もこうした見解

参照。

36

田中二郎・前掲『行政法・上巻』三四八頁。

論

- 38 37 佐野寛 して、 という芦部信喜の指摘 立法事実の認定は、 佐久間健吉「国籍法違憲訴訟最高裁大法廷判決」法律のひろば(平成二〇年)六一頁。一般論としては、「争いの余地のある 佐藤やよひ 「国籍法違憲判決と国籍法の課題」ジュリスト一三六六号(平成二〇年) 「判批」 極度の慎重をもって当たるとともに、少なくとも被告人には反論の機会を十分に与えるべきであろう」 (芦部・前掲「合憲性推定の原則と立法事実の司法審査」 一六三-四頁、 私法判例リマークス三九号 (平成二一年) 一三三頁 八九頁。この佐野の評価に賛同する評釈と 強調は原文)が改めて読み直
- (3) 柴田保幸「判解」『昭和六二年度最高裁判所判例解説民事篇』二九四頁

されるべきである。

- 40 この点につき、 〔第二版〕』(有斐閣、平成二〇年)九四–五頁。 戸波江二「国の関与しない違憲判決?」法学教室一六六号(平成六年) 五九頁以下、 戸松秀典『憲法訴訟論
- (41) 戸松・前掲『憲法訴訟論』二四四頁(強調は引用者)。
- 42Ļ 多くの文献の中から、 Lon L. Fuller, The Morality of Law, rev. ed. 1969, ch.2 〔稲垣良典訳『法と道徳』 Paulson 2.Aufl. 2003), 89〔田中耕太郎訳『法哲学 令世ニ Gustav Radbruch, *Rechtsphilososhie*, 3.Aufl. 1932 (Studienausgabe hrsg. von Ralf Dreier / Stanley 〈ラートブルフ著作集1〉』(東京大学出版会、昭和三六年) (有斐閣、 昭和四三年) 第二章]。 第九章〕;
- 43 この点につき、 櫻井智章・前掲「行政と司法の理論的区分に関する試論」を参照
- 44 小山剛 トーニニ四号、平成一四年)二六頁等。 「判批」ジュリスト一二一〇号(平成一三年)一五四–五頁、土井真一「判批」平成一三年度重要判例解説 一般論として、 戸松・前掲『憲法訴訟論』一五一-二頁。 (ジュリス
- $\widehat{45}$ 参照、 石川健治 「国籍法違憲大法廷判決をめぐって(3・完)」法学教室三四六号 (平成二一年) 一二-三頁
- $\widehat{46}$ この点は古くから指摘されていた問題である。Vgl. Forsthoff, a.a.O., Der Staat der Industriegesellschaft, S.141-2
- 48 47 参照、 院、 佐藤幸治 平成七年)三四六-七頁、戸波江二「立法の不作為の違憲確認」芦部信喜編 芦部信喜 「地裁判決を読んで」法律時報編集部編『新たな監視社会と市民的自由の現在』(日本評論社、平成一八年) (高橋和之補訂)『憲法 〔第五版〕』(岩波書店、 平成二三年)三七五頁、 『講座憲法訴訟・第一巻』(有斐閣 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』 (青林書 昭和六 五四頁

一年)三六二頁、三六八頁以下。

- $\widehat{49}$ 二七号一三一頁以下、特に一六二頁以下。 参照、安念潤司「いわゆる定数訴訟について(三) (四)」成蹊法学二六号(昭和六三年)三九頁以下、 特に五八頁以下、 同
- $\widehat{50}$ 安念・前掲「いわゆる定数訴訟について(四)」一六二頁。もっとも、 一六八頁)。 安念自身はこうした傾向に批判的であった (参照、 同
- (5) 参照、安念・前掲「いわゆる定数訴訟について(四)」一六七頁。
- (52) 同右一六七頁。
- 53 昭和六三年)七九頁以下、 参照、広渡清吾『法律からの自由と逃避』(日本評論社、 穴戸常寿 『憲法裁判権の動態』 昭和六一年)二〇一頁以下、畑尻剛 (弘文堂、 平成一七年)六五頁以下。 この点で、 『憲法裁判研究序説』 郵便貯金目減り訴 (尚学社、
- 訟 (最一判昭和五七年七月一五日判時一〇五三号九三頁) は見直されるべき事件ではないかと考えられる。